

国保脱退の手続き ～ 原則 14 日以内に届出をお願いします ～

こんなとき	届出・申請に必要なもの等	資格喪失日 (喪失日に国保は使えません)
◎ 転出するとき	<p style="color: red; text-decoration: underline;">転出手続きの際に、併せてお届けください</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 松茂町国民健康保険被保険者証（転出する人全員分） ● 世帯主と対象者のマイナンバーが分かるもの (マイナンバーカードまたは通知カード) ● 来庁者の本人確認書類（顔写真付のもの 1 点、顔写真のないもの 2 点） 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 転出した(予定)日に喪失 ◎ 国外の場合は国外に転出した(予定)日の翌日に喪失
◎ 職場の健康保険に加入したとき ◎ 職場の健康保険の被扶養者になったとき	<ul style="list-style-type: none"> ● 松茂町国民健康保険被保険者証（職場の健康保険ができた人全員分） ● 新しく出来た職場の健康保険証（全員分） または職場の健康保険の資格取得証明書 ● 世帯主と対象者のマイナンバーが分かるもの (マイナンバーカードまたは通知カード) ● 来庁者の本人確認書類（顔写真付のもの 1 点、顔写真のないもの 2 点） 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 職場の健康保険の（被扶養者）資格を取得した日の翌日に喪失 ◎ 国保組合の資格を取得した日（組合の被保険者となった日）に喪失
◎ 被保険者が死亡したとき	<ul style="list-style-type: none"> ● 松茂町国民健康保険被保険者証（死亡者分） <p>※ 死亡した方が世帯主であった場合は、その他国保世帯員の被保険者証も必要です</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 世帯主（もしくは新しく世帯主となった方）のマイナンバーが分かるもの (マイナンバーカードまたは通知カード) ● 来庁者の本人確認書類（顔写真付のもの 1 点、顔写真のないもの 2 点） <p>【給付関係】</p> <p>※ 喪主をされた方に葬祭費の支給があります。 詳細は葬祭費の申請をご覧ください。</p>	◎ 死亡した日の翌日に喪失
◎ 生活保護を受けるようになったとき	<ul style="list-style-type: none"> ● 松茂町国民健康保険被保険者証（生活保護を受けるようになった人全員分） ● 生活保護開始決定通知書 ● 世帯主と対象者のマイナンバーが分かるもの (マイナンバーカードまたは通知カード) ● 来庁者の本人確認書類（顔写真付のもの 1 点、顔写真のないもの 2 点） 	◎ 生活保護が開始された日に喪失